

●事業主の皆様へ

町県民税の特別徴収にご協力を!!

▶特別徴収とは

給与支払者である事業主の方が、従業員の個人町県民税を所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与の支払いの際に差し引いて徴収し、町に納入していただく制度です。

▶特別徴収のメリットについて

- ①所得税は毎月の給与から徴収税額を計算しますが、町県民税は町が税額計算して通知するので、事業主の方には計算の煩わしさがありません。
- ②従業員の方が、金融機関に向いて納付する手間がなくなります。
- ③従業員の方が年税額を年4回納める「普通徴収」と比べて、年12回で納めることになるので、1回あたりの税負担が少なくなります。

電子申告が始まりました!

11月26日からインターネットを利用して町県民税の電子申告システムによる申告サービスを導入しました。大変便利な制度になっておりますので、この機会に特別徴収していない事業主の方もご検討ください。

◎問い合わせ 税務課 ☎内線 253・254

青色決算 説明会



事業所得者を対象に所得税の青色申告決算書の作成、消費税及び地方消費税などの説明会を行います。

▶とき 12月11日(火)

午後1時30分～4時30分

▶ところ 二宮町商工会館

(二宮町二宮 1156-4)

◎問い合わせ

平塚税務署個人課税第1部門

☎(22)1400

- ◎問い合わせ
- ・町民課 ☎内線 237
- ・福祉課 ☎内線 314
- ・生涯学習課 ☎内線 323

一人でお悩み、人権相談(21ページ参照)をご利用ください。

【人権相談】

人権侵害などでお悩みの方は、一人で悩まず、人権相談(21ページ参照)をご利用ください。

町人権擁護委員会では、人権意識の普及高揚を目的として、人権週間に合わせ街頭キャンペーンを実施します。

【人権街頭キャンペーン】

12月10日の「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」として、この期間中、町をはじめ法務局や人権擁護委員連合会などが様々な啓発活動を実施します。

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう相手の気持ち
育てよう 思いやりの心～

第64回 人権週間

12月4日(火)～10日(月)

東西対抗玉入れに参加しようとしたら締め切った後でした。来年もあれば参加したいです。最後に、チャレンジフェスタのアンケートに答えたらお菓子がもらえました。お母さんは神奈川の水が入ったペットボトルをもらいました。冷やして飲んだらおいしかったです。



▲竹馬遊び

多目的グラウンドに着くと、目の前に小さな子ども向けの遊具がありました。久しぶりに運動公園に行ったのでびっくりしました。

はじめに、スナックゴルフをしました。ゴルフに似たスポーツでテニスボールを約15m先の棒に当てます。

次に、昔遊びを体験しました。色々ある中で竹馬が楽しかったです。リズムをとりにながら歩くと足が地面につく事が少なかったからです。

(榎本 笙平)

◎問い合わせ
政策課 ☎内線 207

12月4日(火)に国府中学校合唱コンクールがあります。合唱コンクールとは、学年別でそれぞれのクラスが決めた自由曲と課題曲を合唱してどのクラスがうまいか競うコンクールです。今はこのコンクールの練習を盛んに行っています。男女、それぞれが持つパートの音程やリズムをそろえながら歌います。

また、時には体育館へ行き、合唱曲の音程や声を全員で合わせたりします。指揮者・ピアノ演奏者も全てクラス別で生徒達がやります。

毎年、合唱コンクールは行われています。昨年は、当日まで皆が声や力を合わせて歌うことが大変でしたが、終わった後には達成感が生まれました。皆でやりきれたことがとてもうれしかったです。なので、今年は昨年の達成感を越えるような合唱コンクールにしたいと思います。

コンクール当日は、たくさんの方々に練習の成果をみていただきたいと思っています。

(岸本 明奈)

チャレンジフェスタに行きました

磯っ子レポート

No.103

校内合唱コンクール